

# 令和7年第4回たつの市教育委員会定例会議事日程

と き 令和7年4月30日(水)

午後1時30分

ところ 市役所新館3階 301、302会議室

## 1 開会宣言

## 2 会議録署名委員の指名

## 3 教育長諸報告

- (1) たつの市議会5月臨時会・6月定例会の日程について
- (2) 令和7年度運動会(小学校)・体育大会(中学校)の日程について
- (3) 市内学校園の園児・児童・生徒数、学級数の状況について
- (4) 新宮地域小中一貫校について
- (5) 不登校・いじめについて

## 4 議事

- |        |   |
|--------|---|
| 報告第 1号 | たつの市教育委員会事務局職員の任免について                         |
| 報告第 2号 | たつの市教育委員会事務局職員の分限等処分について                      |
| 報告第 3号 | たつの市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令制定について |
| 報告第 4号 | 第18回たつの市美術展運営委員会委員の委嘱について                     |
| 報告第 5号 | たつの市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱について                   |
| 報告第 6号 | たつの市スポーツ推進計画(改訂版)の策定について                      |
| 議案第11号 | たつの市指定文化財の指定について                              |
| 議案第12号 | たつの市人権教育推進委員の委嘱について                           |
| 議案第13号 | たつの市人権教育アシスタントの委嘱について                         |
| 議案第14号 | たつの市人権学習資料作成委員の委嘱について                         |
| 議案第15号 | たつの市教育委員会事務局職員の分限等処分について                      |

## 5 自由討議

- |                |                   |          |
|----------------|-------------------|----------|
| 6 次回教育委員会開催予定日 | 令和7年5月21日(木)      | 午後1時30分～ |
| 〃 開催場所         | (新館3階 301、302会議室) |          |
| 次々回教育委員会開催予定日  | 令和7年6月 日( )       | 午後 時 分～  |
| 〃 開催場所         | ( )               |          |

## 7 閉会宣言

令和7年第4回たつの市教育委員会定例会会議録

と き 令和7年4月30日（水）

午後1時30分

ところ 市役所新館3階301、302会議室

教育長

ただ今から、令和7年第4回たつの市教育委員会定例会を開会します。

< 会議録署名委員の指名 >

次に、会議の公開又は非公開の決定を行いたいと思います。

教育長諸報告のうち、(5)不登校・いじめについては、たつの市教育委員会会議規則第9条第1項第7号の規定により、議事の報告第2号「たつの市教育委員会事務局職員の分限等処分について」、議案第12号「たつの市人権教育推進委員の委嘱について」、議案第13号「たつの市人権教育アシスタントの委嘱について」、議案第14号「たつの市人権学習資料作成委員の委嘱について」及び議案第15号「たつの市教育委員会事務局職員の分限等処分について」は、同規則第9条第1項第1号の規定により、非公開にすることが適切であると思われます。賛成の方は挙手願います。

< 挙 手 >

賛成が出席委員の3分の2以上の多数と認め、非公開と決定します。

先に公開案件を審議した後、非公開案件の審議を行います。

それでは、教育長諸報告に入ります。

(1) たつの市議会5月臨時会・6月定例会の日程について、事務局報告願います。

事務局

市議会の日程について、第2回臨時会が5月16日金曜日に、第3回定例会については、6月5日木曜日に第1日、11日水曜日に福祉文教常任委員会・分科会、19日木曜日と20日金曜日に一般質問が行われ、26日木曜日が最終日となっています。以上です。

教育長

以上のことにつきまして、何かご質問、ご意見等はございませんか。ご発言ないようですので、次に(2)令和7年度運動会(小学校)・体育大会(中学校)の日程について、事務局報告願います。

事務局

令和7年度運動会・体育大会への出席についてご依頼いたします。資料をご覧ください。5月は16校、2学期以降に5校となっています。開会の概ね15分前には学校へ参集いただきますようお願いいたします。以上です。

|     |  |
|-----|--|
| 教育長 | 各委員におかれてはそれぞれ割当ての学校に出席をお願いします。都合が悪くなった場合には、できれば早めに事務局まで連絡をお願いします。保育所・こども園のうち、1学期中に実施するところはありませんか。  |
| 事務局 | 6月の後半に1園、龍野こども園が実施します。残りの園は10月になりますので、次回の定例会で日程をお知らせします。   |
| 教育長 | わかりました。運動会・体育大会の日程について、何かご質問、ご意見等はありませんか。<br>ご発言ないようですので、次に、(3)市内学校園の園児・児童・生徒数、学級数の状況について、事務局報告願います。   |
| 事務局 | それでは、まず小学校から説明します。通常学級児童数が3,293名で、昨年度から163名の減となっています。特別支援学級児童は268名で、昨年度から47名の増となっており、合計3,561名で昨年度と比較すると116名の減となっています。次に、学級数についてですが、通常学級数は141学級で昨年度から増減なし、特別支援学級は54学級で昨年度から5学級の増、合計195学級で昨年度と比較して5学級の増となっています。次に、中学校についてです。通常学級生徒数は1,839名で、昨年度から35名の増となっています。特別支援学級生徒数は84名で昨年度から11名の増となっており、合計1,923名で昨年度と比較すると46名の増となっています。次に、学級数についてですが、通常学級は56学級で3学級の増、特別支援学級は17学級で1学級の増となっており、合計73学級で昨年度と比較して4学級の増となっています。児童生徒数の傾向ですが、小学校は減少傾向、中学校は令和7年度は増加となっています。特別支援学級在籍児童生徒数は、小学校・中学校とも増加が続いています。以上です。 |
| 教育長 | 以上のことについて、何かご意見、ご質問等はありませんか。   |
| 委員  | 令和6年度の中学生の生徒数が1,877名で前後の年度に比べ少し少ないようですが、何かあったのでしょうか。   |
| 事務局 | 特段何かあった訳ではなく、3年生が多く抜けて入学した1年生が少なかったという自然減です。   |
| 教育長 | 次のページに各学校の人数、学級数が記載されています。西栗栖小学校ですが、全校生徒21名で1、2年生が複式学級、3、5、6年生が単学級で合計4学級となっています。先程の説明にもありましたが、児童生徒数は概ね減少傾向ではありますが、特別支援学級の人数、学級数は増加傾向となっています。続いて、保育所・こども園の状況についてお願いします。   |

事務局 それでは、園児数の状況について説明します。はじめに、公立保育所・こども園の園児数は、前年度と比較して69名減少し764名、そのうち0歳児から2歳児は9名の減少、3歳児から5歳児は60名の減少となっています。私立保育所・こども園の園児数は、前年度と比較して21名減少し1,318名、そのうち0歳児から2歳児は27名の減少、3歳児から5歳児は6名の増加となっています。市内全体の園児数は、前年度と比較して90名減少して2,082名、そのうち0歳児から2歳児は36名の減少、3歳児から5歳児は54名の減少となっています。園児の減少の原因ですが、0歳から5歳の人口が前年度と比較して172名減少しており、園児の就園率はどの月齢も前年度と同程度であることから、人口減少によるものと考えられます。なお、各園の内訳については、資料のとおりです。以上です。

委員 公立の園で定員を超過しているのは小宅南こども園のみですね。

事務局 はい、1園のみとなっています。私立の園は6園となっています。

委員 以前から、きょうだいで同じ園に入ることができないといった問題があったと思いますが、現状はいかがでしょうか。

事務局 ごくわずか、数人ではありますが事例はあります。

教育長 全てを解消するのはなかなか難しいことですが、たつの市のホームページが4月にリニューアルされ、子育て世代への支援策も大きくアピールしています。さまざまな施策の展開により、子どもが増えてくれることを願っているところです。  
ほかに、ご意見、ご質問等はありませんか。  
ご発言がないようですので、次に、(4)新宮地域小中一貫校について、事務局報告願います。

事務局 本日資料はありませんが、建設工事に係る状況についてお知らせします。4月22日に入札公告を行い、6月9日開札のスケジュールとしています。工事の内容としては、校舎棟等の新築、新宮スポーツセンターの改修、その他解体工事を一体としたものとしており、施工期間は令和10年1月31日までとしています。以上です。

教育長 学校名について記者発表しましたが、何か反響はありましたか。

事務局 読売新聞に記事が掲載されていきました。神戸新聞には近々掲載されるようですが、今のところ特段の反響はありません。ホームページを更新しており、どなたでも見ていただけるようにしています。

教育長 仮設校舎も完成し、児童は4月からそこで学習しています。運動場や体育館は現在の施設を使っていますので、道路の横断に当たっては、先生方にサポートいただいているところです。仮設校舎にはエア

コンもついていきますし、快適に学習できると思います。一方で、児童が休み時間に2階の廊下を歩くと、少し階下に響くことがあるようですが、大きな問題はないと思います。それでは改めて、工事の今後についてですが、入札後、議会の議決を経て動き出すということになります。

以上のことについて、何かご意見、ご質問等はございませんか。

ご発言ないようですので、これで教育長諸報告を終わります。

次に、議事に入ります。報告第1号「たつの市教育委員会事務局職員の任免について」、事務局説明願います。

事務局

報告第1号たつの市教育委員会事務局職員の任免について、緊急を要したため、たつの市教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則第4条第2項の規定により、事務を臨時に代理したのでこれを報告し、承認を求めるものです。令和7年4月1日付けの人事異動・異動発令者は延べ115名です。その内訳として、市長部局又は学校から教育委員会事務局へ異動となった者が20名、新規採用職員が6名、教育委員会事務局から他部局へ異動となった職員が17名、退職した者が14名、教育委員会事務局内での異動が58名となっています。詳細については、職員異動発令名簿を確認ください。次に、地方公務員法第22条第1項及び教育公務員特例法第12条第1項の規定により、令和6年4月1日付けで採用となった保育教諭について、1年間の条件付き採用期間を経て令和7年4月1日付けで正式採用とした4名を掲載しています。併せて、教育委員会事務局の管理職及び教育機関の長の名簿と組織図を掲載していますのでご覧ください。以上です。

教育長

以上のことについて、何かご意見、ご質問等ございませんか。

ご発言がないようですので、採決に入ります。報告第1号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって、報告第1号は原案のとおり承認いたしました。続いて、報告第3号「たつの市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令制定について」、事務局説明願います。

事務局

報告第3号たつの市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令制定について、緊急を要したため、たつの市教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則第4条第2項の規定により、事務を臨時に代理したのでこれを報告し、承認を求めるものです。令和7年4月1日付けの機構改革により、町並み対策課が町おこし課に再編されたことに伴い改正するものです、参考として改正文、新旧対照表を掲載していますのでご覧ください。以上です。

|     |   |
|-----|---|
| 教育長 | <p>以上のことにつきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。ご発言がないようですので、採決に入ります。報告第3号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>  |
|     | <p>&lt; 異議なしの声 &gt;</p>   |
|     | <p>ご異議なしと認めます。よって、報告第3号は原案のとおり承認いたしました。続いて、報告第4号「第18回たつの市美術展運営委員会委員の委嘱について」、事務局説明願います。</p>  |
| 事務局 | <p>報告第4号第18回たつの市美術展運営委員会委員の委嘱について、緊急を要したため、たつの市教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則第4条第2項の規定により、事務を臨時に代理したのでこれを報告し、承認を求めるものです。内容については、資料のとおり12名の運営委員を委嘱するものです。このうち、書道の久保田委員のみが新たな委員となります。任期については、令和7年4月18日から令和8年3月31日までとしています。以上です。</p>     |
| 教育長 | <p>書道で委員が交代となっておりますが、前任はどなたでしたでしょうか。</p>  |
| 事務局 | <p>森崎美登里さんに務めていただいていたいました。</p>  |
| 教育長 | <p>任期が4月18日からとなっておりますが、この日に運営委員会を開催し、令和7年度の会長、副会長が決定しています。</p>  |
| 事務局 | <p>会長は昨年に引き続き洋画の井上委員に、副会長は書道の田辺委員に務めていただくことになりました。</p>  |
| 教育長 | <p>以上のことにつきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。ご発言がないようですので、採決に入ります。報告第4号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>  |
|     | <p>&lt; 異議なしの声 &gt;</p>   |
|     | <p>ご異議なしと認めます。よって、報告第4号は原案のとおり承認いたしました。続いて、報告第5号「たつの市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱について」、事務局説明願います。</p>  |
| 事務局 | <p>報告第5号たつの市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱について、緊急を要したため、たつの市教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則第4条第2項の規定により、事務を臨時に代理したのでこれを報告し、承認を求めるものです。こちらの協議会には18名の方に委員をお願いしており、県の文化財課長も委員になっていただいています。4月1日付けの県の人事異動に伴い、新たに文化財課長に着任された服部寛氏に委員を委嘱するものです。任期について</p> |

は、委嘱の日から文化財保存活用地域計画に定める計画期間が満了する日までとしています。以上です。

教育長

県の人事異動に伴い、委員が交代となるものです。  
以上のことにつきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。  
ご発言がないようですので、採決に入ります。報告第5号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって、報告第5号は原案のとおり承認いたしました。続いて、報告第6号「たつの市スポーツ推進計画（改訂版）の策定について」、事務局説明願います。

事務局

報告第6号たつの市スポーツ推進計画（改訂版）の策定について、緊急を要したため、たつの市教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則第4条第2項の規定により、事務を臨時に代理したのでこれを報告し、承認を求めるものです。本日は概要版の資料で説明します。本計画は、令和2年度から令和11年度までが計画期間であり、令和6年度が中間年度であることから、このたび見直しを行ったものです。計画の位置付けとしては、スポーツ基本法第10条第1項に基づくもので、スポーツに関する施策を計画的・総合的に推進するための指針とするものです。本計画の基本理念としては、「誰もが、いつでもどこでも楽しめる、生涯スポーツ社会の実現」としています。基本目標は2点、1点目が「健康な生活を支えるスポーツ環境の整備」、2点目が「スポーツ振興事業の展開」です。基本目標1では、過去1年間のスポーツを支える活動に参加した割合を新たな目標値に加え、公認スポーツ指導者資格の取得者増のための啓発、ホームページ等でスポーツイベントや大会に関する情報発信、体育施設の整備に取り組むことを、基本目標2では、週1日以上スポーツをする人の割合が低下していることから、ライフステージに応じたスポーツの推進を重点施策として、幼児スポーツの推進、部活動の地域展開の推進、子ども世代等が参加しやすいイベントの開催、フレイル予防に向けた体操の普及啓発を進めることとしています。また、地域や本市全体でのスポーツ大会やトップアスリート夢事業を継続的に実施するとともに、スポーツツーリズムを推進し、たつの市梅と潮の香マラソン大会、たつの新舞子ビーチカップ、TATSUNOアクティブスポーツJAMの更なる魅力の向上を図るなど、スポーツを既存の地域資源と融合させ、交流人口の拡大や地域経済の活性化につなげることであります。なお、この計画を推進していくために、地域・市民をはじめ、各団体との連携・協働を進めるとともに、ネットワークの形成に努め、本市のスポーツを推進していくこととします。最後に、この計画の本編、趣旨説明及び推進計画策定に係るこれまでの主な実施状況は別途資料を参照ください。以上です。

教育長

以上のことにつきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

|     |   |
|-----|---|
| 委員  | <p>計画改定の趣旨の項目中、「ライフパフォーマンスの向上を目指すことによって、健康の保持増進はもとより、QOLを高めることなど、生きがいのある充実した生活を送ることに寄与できるものでもあります」とありますが、少し回りくどく、理解しづらい感じもします。</p>  |
| 教育長 | <p>主語がないので、少し分かりにくい文章になっているかと思います。本編でも同じ文章になっているようですが、次期改定の際には、より分かりやすい文章への改善を心掛けたいと思います。</p> <p>それでは、今回改定した部分について、改めて端的に説明をしてください。</p>   |
| 事務局 | <p>基本目標1において、過去1年間のスポーツを支える活動に参加した割合という項目を新たに目標項目に加えています。基本目標2では、基本方針4のライフステージに応じたスポーツの推進という項目を新たに重点施策としました。</p>  |
| 教育長 | <p>基本方針4の方は、項目としては以前からあったが、このたび新たに重点施策に位置付けることとし、併せて部活動の地域展開についても内容を加えたということですか。</p>  |
| 事務局 | <p>はい、さらに幼児スポーツの推進に関することも今回新たに盛り込んでいます。</p>   |
| 委員  | <p>スポーツ推進計画を推進していくに当たり、何点かお願いがあります。別添資料の本編に、ハラスメントのことが記載されています。一般的には指導者が子どもに対して行うものだというイメージがありますが、スポーツ推進委員同士の中でもそれに近いことがあります。推進委員についても資質の向上の観点から、例年計画されている研修に、ハラスメントの防止に関することも組み入れて欲しいと思います。また、推進委員の年齢層も全体的に上がってきているので、年齢バランスを考慮し、現役の方や若い方にも入っていただけるよう検討いただけたらと思います。</p>                                    |
| 教育長 | <p>本編の基本方針1の部分に、スポーツを支える人材育成という項目において、スポーツ推進委員の確保と資質の向上のことが記載されており、推進委員は知識を得るための研修等の実施により、資質の向上を図るとされています。ハラスメントは一般的には指導者から子どもに対するものと思われがちですが、指導者同士の間においてもハラスメントは起こり得ることであるため、このようなことを防止する観点から研修をしても良いのではないかという意見ですね。今後、このスポーツ計画を推進していくに当たり、担当課において様々な研修を予定していると思いますし、若手の方の人選についても引き続き検討を重ねてもらいたいと思います。</p> |
| 委員  | <p>本編中、健康づくり・フレイル予防に向けた体操の普及・啓発とい</p>   |

う項目があります。フレイルという言葉あまり耳にしたことがなかったため調べたところ、身体的フレイル、精神的フレイル、運動フレイルといった言葉があり、加齢により老いた状態を指すようです。今回はスポーツ推進計画ですので、運動面に関連してこの言葉が記載されていると思うのですが、この言葉が一般的に浸透しているものか、読んですぐに状態を連想できるものか少し気になりました。フレイル予防の考え方自体は素晴らしいと思いますので、注釈があると良いなと思いました。

委員

先日、健康課が主催する会議に参加したのですが、健康分野・高齢者介護予防分野では、かなり浸透している言葉のようです。

教育長

総合計画などでは、冊子の最後に用語解説が掲載されています。スポーツ推進計画ではそこまでは必要ないと思いますが、分からない人もいるかもしれないといった言葉を使用する際には、例えばページの下部に注釈を記載する方法であれば、多くの方にスムーズに理解いただけるかもしれません。次回の改定の際、そういったことも考慮したいと思います。また、本編資料に、スポーツ・インテグリティというあまり聞きなれない言葉も出てきますが、これはその下に四角の枠で注釈が記載されています。次回、注釈の書き方のルールを決めると統一感があって良いと思います。

ほかに、ご意見、ご質問等はございませんか。

ご発言がないようですので、採決に入ります。報告第6号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって、報告第6号は原案のとおり承認いたしました。続いて、議案第11号「たつの市指定文化財の指定について」、事務局説明願います。

事務局

議案第11号たつの市指定文化財の指定について、たつの市文化財保護条例第4条第1項の規定により、下記の物件たつの市指定文化財に指定するものです。名称は石造獅子3軀 附 残欠1点、種別は有形文化財、文化財の員数は3軀 附 1点、指定する理由はたつの市文化財保護審議会答申によるものとしています。調査審議した資料ですが、御津町室津の賀茂神社に伝来した2軀1対と、1対のうち1軀のみが残った3軀の石造獅子について、文化財保護審議会で審議いただきました。像容や石材から中世に中国で造られ、その後日本にもたらされたものと思われます。いずれも損傷が激しく、令和6年度に保存修理が行われました。2軀1対のものはいずれも白緑色を帯びた石材を用い、岩座の上で身体をくねらせて座るもので、それぞれ玉と子獅子を持っています。1軀のみ残ったものは赤灰色を帯びた石材を用い、無文の方形の台座の上で身体を伏せながら頭を右に振るもので、玉を持っています。併せて、2軀1対の石材と同じ産地と考えられる石片1点も伝わっており、別の石造物の残欠と考えられています。い

ずれも中世に遡ると考えられ、市内の石造獅子でも最古級と考えられる大変貴重のもので、複数からなる宋風獅子は全国的に稀有な存在であると同時に、市にとって高い歴史的価値を持つものであり、指定文化財（彫刻）とするにふさわしいとの申出をいただいています。次ページ以降に参考写真を掲載しています。写真では見にくい部分もありますが、多くの専門家の方から大変貴重なものであるとの意見をいただいております。文化財に指定し、後世に残すため適切に保存したいと考えています。残存状態が良くないこともあり、県や国の文化財指定は難しいと思われませんが、賀茂神社に新たな文化財が加わりましたので、6月に特別公開を予定しています。以上です。

教育長

場所はどこで公開するのでしょうか。

事務局

室津海駅館で1週間から2週間を予定しています。保存修理したものの、やはり痛みが激しく、長い期間外気にさらすことは良くないそうです。

委員

残欠の1点はどのようなものですか。

事務局

こちらについては、はっきりと石造獅子であるとは言い切れませんが、他の石造獅子と同様の石材であろうことから、残欠として一緒に指定文化財に指定し、保存することになります。

教育長

他の場所で見つかった石造獅子の参考写真はきれいな形をしていますが、室津で見つかった石造獅子は残念ながら長い間雨ざらしだったようです。痛みが激しい状態だそうですが、今後は適切に保管していくこととします。

ほかに、ご意見、ご質問等はありませんか。

ご発言ないようですので、採決に入ります。議案第11号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり承認いたしました。

以上で公開案件の審議は終わり、ここから非公開案件の審議に移ります。恐れ入りますが、傍聴者の方はご退席ください。

< 非公開案件の審議 >

続いて、自由討議に入ります。何か討議事項をお持ちの方はいらっしゃいませんか。

委員

1件お伺いします。広報4月号お知らせ版で、英検の補助を保護者にする旨の記載があったように思いますが、どういったものでしょうか。

事務局

従前からの補助制度で、児童生徒が英検を受検した際、検定料の半額を補助するものです。受検するのは児童生徒ですが、検定料の領収書を添付して保護者から補助申請をしてもらうことになるので、結果的に保護者に対して補助することになります。

委員

わかりました、ありがとうございます。

教育長

それでは、これで自由討議を終わります。

次に、次回以降の教育委員会定例会の開催予定日について、事務局説明願います。

事務局

< 次回、次々回の開催日程の調整 >

以上で令和7年第4回教育委員会定例会の日程は、全て終了しました。これをもちまして閉会します。

午後2時30分終了

出席者

教育長

横山 一郎

委員

松尾 壯典

委員

喜多 敦子

委員

秦 智康

委員

瀬戸 陽三

教育次長（兼）教育管理部長

石井 和也

教育次長（兼）教育事業部長

森本 康路

教育管理部長参事（兼）教育環境整備課長

藪元 崇亘

教育管理部長参事（兼）小中一貫教育推進課長

田淵 明久

教育管理部長参事（兼）すこやか給食課長

平岡 千加子

教育事業部長参事（兼）社会教育課長

小谷 英樹

教育事業部長参事（兼）歴史文化財課長

新宮 義哲

教育総務課長

岩田 昌喜

学校教育課長

丸山 岳志

幼児教育課長

上田 収

人権教育推進課長

津島 威彦

スポーツ推進課長

後藤 広樹

社会教育課主幹

中野 真吾